

第 1 章

総 説

総 説

1. 位置及び面積

本県は本州のほぼ中央に位置し、若狭・伊勢両湾の湾入により造られた地狭部にあたり、大阪湾から若狭に至る低地帯の一部である。その面積は4016.00平方キロメートルであり、その中央部に位置する琵琶湖の周囲235.20キロメートル、面積694.50平方キロメートルで本県の約1/6の面積を占めている。

方 位	地 名	東 経	方 位	地 名	北 緯
極 東	神崎郡永源寺町大字茨川	136.27 ^{度分}	極 南	甲賀郡信楽町大字多羅尾	24.47 ^{度分}
極 西	高島郡朽木村大字生杉	135.46	極 北	伊香郡余呉村大字中河内	35.42
県 庁	大津市東浦一番町	135.52	標 高	93.0m	35.00

1. 地 勢

中央部に北東から南北に陥没湖である我が国最大の琵琶湖が長く横たわり、四囲は高い山々で包囲されている。即ち東は伊吹・鈴鹿、西は比良比叡の両地壘山脈がほぼ南北に走り、北は江若山塊で福井県と境し、南は信楽山地によつて伊賀盆地に接している。以上の様な地形の為河川は悉く周辺に源を発し、あるいは扇状地を作り、或いは近江の穀倉と呼ばれる三角洲地帯を作りつつ琵琶湖に注ぎ入る。

湖盆に流入した水は瀬田川・宇治川・淀川となつて大阪湾にそそぐ一方、疏水が運河となつて京都盆地に流れ去る。

湖岸線は概して単調であるが、北岸の海津大崎・大浦及び塩津附近は沈水地形をなすため、景勝の地として訪れる人々が多い。湖底は西側が比良断層崖に向つて急傾斜しているのに対して、東側は緩傾斜をなしている。

1. 地 質

本県の地盤を構成している岩石は、秩父古生層、第三紀層、第四紀層に属する堆積岩、花崗岩、輝緑岩、斑岩の火成岩類と小地域に露出している変成岩の三つに区分される。

周囲の山地は秩父古生層からなり、特に石灰岩、白雲岩等この層に属する岩石は伊吹山、霊仙山近辺に広く分布し、石灰・セメント工業の発達を見ている。

近江盆地内にある秩父古生層は花崗岩上の屋根垂れとして石部町から田上山附近に残存し、所々に変成岩がみられるのは之に因るものである。

ムカデの伝説で古くから知られている三上山は古生層の岩石が花崗岩のため変質をうけて硬くなつた部分であり、又近くの菩提寺山の石灰岩に接触鉱物硅灰石が出来ているのは石山寺の硅灰石の生成と全く同じであろう。

琵琶湖の西方の近江舞子、志賀町小松附近及び湖南の田上山から甲賀郡三雲地方にかけて花崗岩が露出しているが、風化作用甚しいため禿山をなし、これがため風化生成物は直接周辺の水田に搬入され、その及ぼす影響がきわめて大であるので、関係当局は防止に鋭意努力中である。

本県の金属鉱床中主なもの銅とマンガンの両鉱床で、前者は伊香郡木之本町の土倉鉱山で、その生産量の多い事と良品質の点の本邦でも屈指で、大いに囑望せられている。

之に対してマンガン鉱床は古生層中に、レンズ状又は厚薄不明の層状をなし、県下各地で探掘中であるが、いずれも大鉱床ではない。ただ栗太郡栗東町の五百井鉱山は特種の鉱床型をなしている点で、識者間に知られ、マンガンの外に石英脈には少量の亜鉛や鉛を伴う外、時には金を含有することがあると報告されている。

この外、非金属鉱床として特筆しなければならないものは、信楽盆地に無尽蔵に埋蔵されているといわれている陶土で、その加工品である信楽焼は本県の特産として広く海外にも知られている。

1 管 轄 の 変 遷

(昭和34.3.31現在)

施行年月日	沿	革	市 町 村 数 の 消 長			
			総 数	市	町	村
昭和28.10.1	(町村合併促進法施行)		160	3	24	133
29.3.21	蒲生郡中野村と神崎郡八日市町を合併、神崎郡八日市町となす		159	3	24	132
29.3.31	蒲生郡八幡町、岡山村、金田村、桐原村、馬淵村の区域をもつて近江八幡市を設置		155	4	23	128
29.4.1	蒲生郡安土村、老蘇村を廃し、その区域をもつて安土町を設置		154	4	24	126
29.8.15	蒲生郡平田村、市辺村、玉緒村、神崎郡御園村、建部村及び八日市町を廃し、その区域をもつて八日市を設置		149	5	23	121
29.9.1	甲賀郡信楽町、雲井村、小原村、朝宮村及び多羅尾村を廃し、その区域をもつて信楽町を設置		145	5	23	117
29.10.1	栗太郡治田村、葉山村、金勝村及び大宝村を廃し、その区域をもつて栗東町を設置		142	5	24	113
29.10.1	東浅井郡湯田村、田根村、下草野村及び七尾村を廃し、その区域をもつて浅井町を設置		139	5	25	109
29.10.15	栗太郡志津村、草津町、老上村、山田村、笠縫村及び常盤村を廃し、その区域をもつて草津市を設置		134	6	24	104
29.11.3	愛知郡東押立村、西押立村、豊椋村を廃し、その区域をもつて湖東町を設置		132	6	25	101
29.11.3	高島郡広瀬村、安曇町、青柳村及び本庄村を廃し、その区域をもつて安曇川町を設置		129	6	25	98
29.12.1	伊香郡北富永村、南富永村、古保利村を廃し、その区域をもつて高月町を設置		127	6	26	95
29.12.1	伊香郡杉野村、高時村、木之本町、伊香具村を廃し、その区域をもつて木之本町を設置		124	6	26	92
29.12.15	伊香郡余呉村、丹生村、片岡村を廃し、その区域をもつて余呉村を設置		122	6	26	90
30.1.1	神崎郡旭村、南五個荘村、北五個荘村を廃し、蒲生郡安土町の一部(清水鼻)の区域をもつて五個荘町を設置		120	6	27	87
30.1.1	愛知郡稲枝村、稲村、葉枝見村を廃し、その区域をもつて稲枝町を設置		118	6	28	84
30.1.1	東浅井郡小谷村、速水村を廃し、その区域をもつて湖北町を設置		117	6	29	82
30.1.1	高島郡海津村、剣熊村、西庄村、百瀬村を廃し、その区域をもつてマキノ町を設置		114	6	30	78
30.1.1	高島郡今津町、川上村、三谷村を廃し、その区域をもつて今津町を設置		112	6	30	76
30.1.1	高島郡新儀村、饗庭村を廃し、その区域をもつて新旭町を設置		111	6	31	74
30.1.15	野洲郡守山町、小津村、玉津村、河西村及び速野村を廃し、その区域をもつて守山町を設置		107	6	31	70
30.2.1	愛知郡角井村、西小椋村を廃し、その区域をもつて愛東町を設置		106	6	31	69
30.3.3	野洲郡北里村を廃し、その区域を近江八幡市に編入		105	6	31	68
30.3.16	蒲生郡日野町、東桜谷村、西桜谷村、西大路村、鎌掛村、南比都佐村及び北比都佐村を廃し、その区域をもつて日野町を設置		99	6	31	62
30.3.31	伊香郡七郷村を廃し、その区域を高月町に編入		98	6	31	61
30.4.1	滋賀郡仰木村、堅田町、真野村、伊香立村及び葛川村を廃し、その区域をもつて堅田町を設置		94	6	31	57
30.4.1	栗太郡瀬田町、上田上村を廃し、その区域をもつて瀬田町を設置		93	6	31	56

1 管 轄 の 変 遷 (続)

施行年月日	沿	革	市 町 村 数 の 消 長			
			総 数	市	町	村
昭和30.4.1	甲賀郡大野村、土山町、山内村及び鮎河村を廃し、その区域をもつて土山町を設置		90	6	31	53
30.4.1	甲賀郡佐山村、大原村、油日村を廃し、その区域をもつて甲賀町を設置		88	6	32	50
30.4.1	蒲生郡市原村、神崎郡永源寺村を廃し、その区域をもつて永源寺町を設置		86	6	34	46
30.4.1	愛知郡愛知川町、豊国村を廃し、その区域をもつて愛知川町を設置		85	6	34	45
30.4.1	愛知郡秦川村、八木荘村を廃し、その区域をもつて秦荘町を設置		84	6	35	43
30.4.1	犬上郡多賀町、大滝村及び脇ヶ畑村を廃し、その区域をもつて多賀町を設置		82	6	35	41
30.4.1	坂田郡坂田村、息長村を廃し、その区域をもつて近江町を設置		81	6	36	39
30.4.1	伊香郡塩津村、永原村を廃し、その区域をもつて西浅井村を設置		80	6	36	38
30.4.1	野洲郡兵主村、中里村を廃し、その区域をもつて中主町を設置		79	6	37	36
30.4.1	犬上郡東甲良村、西甲良村を廃し、その区域をもつて甲良町を設置		78	6	38	34
30.4.1	野洲郡野洲町、篠原村及び祇王村を廃し、その区域をもつて野洲町を設置		76	6	38	32
30.4.10	甲賀郡三雲村、岩根村を廃し、その区域をもつて甲西町を設置		75	6	39	30
30.4.15	甲賀郡伴谷村、柏木村、水口町及び貴生川町を廃し、その区域をもつて水口町を設置		72	6	38	28
30.4.29	蒲生郡鏡山村、苗村を廃し、その区域をもつて竜王町を設置		71	6	39	26
30.7.10	坂田郡柏原村、大原村及び東黒田村を廃し、その区域をもつて山東町を設置		69	6	40	23
30.10.1	滋賀郡和邇村、木戸村及び小松村を廃し、その区域をもつて志賀町を設置		67	6	41	20
31.4.1	甲賀郡土山町大字今郷の区域を同郡水口町に編入		67	6	41	20
31.4.1	伊香郡木之本町大字高野の区域を同郡高月町に編入		67	6	41	20
31.5.3	東浅井郡上草野村を廃し、その区域を浅井町に編入		66	6	41	19
31.9.1	坂田郡伊吹村、春照村、東浅井郡東草野村を廃し、その区域をもつて伊吹村を設置		64	6	41	17
31.9.1	坂田郡米原町、息郷村及び醒井村を廃し、その区域をもつて米原町を設置		62	6	41	15
31.9.1	栗太郡栗東町大字渋川の区域を草津市に編入		62	6	41	15
31.9.25	東浅井郡大郷村及び竹生村を廃し、その区域をもつてびわ村を設置		61	6	41	14
31.9.30	犬上郡河瀬村及び亀山村を廃し、その区域を彦根市に編入		59	6	41	12
31.9.30	愛知郡日枝村及び犬上郡豊郷村を廃し、その区域をもつて豊郷村を設置		58	6	41	11
31.9.30	東浅井郡湖北町及び朝日村を廃し、その区域をもつて湖北町を設置		57	6	41	10
31.9.30	滋賀郡志賀町大字鵜川の区域を高島郡高島町に編入		57	6	41	10
31.10.1	甲賀郡甲賀町大字麻岬及び和野の区域を同郡水口町に編入		57	6	41	10
32.3.1	野洲郡中洲村大字新庄、服部、立田、幸津川及び小浜の区域を同郡守山町に編入		56	6	41	9
32.3.1	野洲郡中洲村大字吉川、菖蒲、喜合の区域を同郡中主町に編入		56	6	41	9
32.4.3	犬上郡高宮町を廃し、その区域を彦根市に編入		55	6	40	9
33.2.1	蒲生郡武佐村を廃し、その区域を近江八幡市に編入		54	6	40	8
33.10.1	甲賀郡下田村を廃し、その区域を同郡甲西町に編入		53	6	40	7

M E M O